

公開買付説明書の訂正事項分

平成24年12月

ブラザー工業株式会社

(対象者：株式会社ニッセイ)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ブラザー工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	愛知県名古屋市中区瑞穂区苗代町15番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 藤井 宗高
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	ブラザー工業株式会社 東京支社 (東京都中央区京橋三丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ブラザー工業株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注7) 本書中の「公開買付け期間」とは、本公開買付けにおける買付け等の期間をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時をいいます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

平成24年12月5日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の8第2項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

- 6 株券等の取得に関する許可等
 - (2) 根拠法令
 - (3) 許可等の日付及び番号

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

(訂正前)

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下、「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。ただし、同条第8項ただし書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、取得禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下、「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令を発令しようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下、「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下、「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下、「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、平成24年12月4日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されております。従って、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として平成25年1月3日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局に提出いたします。

(訂正後)

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下、「本株式取得」といいます。）に関する計画を予め届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。ただし、同条第8項ただし書の規定により、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、取得禁止期間を短縮することができます。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下、「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令を発令しようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下、「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下、「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下、「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、平成24年12月4日付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されております。従って、取得禁止期間は、原則として平成25年1月3日の経過をもって満了する予定です。

また、当社は、公正取引委員会から平成24年12月19日付の排除措置命令を行わない旨の通知書を平成24年12月20日付で受領したため、平成24年12月19日をもって措置期間が終了しています。

なお、本訂正届出書の提出後、公開買付期間中に取得禁止期間が終了した場合であっても、公開買付届出書の訂正届出書は提出いたしません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

本書提出日現在、該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成24年12月19日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公部総第66号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）